

建築物の建築に係る規制（都市計画法）について

	市街化調整区域内	市街化区域内
開発行為（建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合の規制	<p>都道府県知事の開発許可を受けなければならない。（29条）</p> <p>次の各号の一に該当すると認められる場合でなければ開発許可をしてはならない。（34条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるもので、知事があらかじめ開発審議会の議を経た開発行為（10号口） ・（略） 	<p>都道府県知事の開発許可を受けなければならない。（29条）</p> <p>ただし、政令で定める規模（1千m^2）未満のものは許可不要。（29条ただし書）</p>
建築物を建築する場合の規制	<p>市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。（43条）</p>	